

佐賀県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年三月十八日から平成二十三年四月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大詫間光法停車場線	佐賀市川副町大字福富字二本松二二番一地从先から 佐賀市北川副町大字光法字天神一四七九番五地先まで	平成二三・三・一八